

労働安全衛生法に基づく離職後の健康管理

健康管理手帳制度のご案内

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務に従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての**健康診断を決まった時期に年2回**（じん肺の健康管理手帳については年1回）**無料で受けることができます。**



以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています

ベンジジン及びその塩
ベータ-ナフチルアミン及びその塩
粉じん作業
クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
三酸化砒素又は砒素
コークス又は製鉄用発生炉ガス
ビス(クロロメチル)エーテル
ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド
塩化ビニル
石綿
ジアニシジン及びその塩
1・2-ジクロロプロパン
オルト-トルイジン
3・3-ジクロロ-4・4-ジアミノジフェニルメタン

申請書等はここから
ダウンロードいただけます



申請手続などのご相談は、最寄りの都道府県労働局
(健康安全課又は健康課)にお問合せください